令和８年度第３回鹿児島海区漁業調整委員会

議　事　録

１　日程等

⑴　日　時

令和８年８月６日（木）午後２時 25 分から午後３時 35 分まで

⑵　場　所

県庁 10 階漁業調整委員会室

⑶　出席者

次頁のとおり

２　議事内容及び結果

⑴　知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）

→　原案のとおり制限措置等を定めることを適当とする旨、答申することを決定

⑵　新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針の策定について（協議）

→　原案のとおり基本方針を策定することを決定

⑶　稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針の改正について（協議）

→　「改善の余地が認められない者」について、いつまでに改善されなければ余地が認められないとするのか不明確なため、一定の期間を明示するなど明確な基準を設けるべきとの意見があった。事務局にて再検討。

⑷　ソデイカ旗流し漁業に関する届出制の導入について（協議）

→　意見なし

⑸　くろまぐろに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→　意見なし

⑹　まあじに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→　意見なし

令和８年度第３回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和８年８月６日（木）　午後２時30分から

区　分	氏　名	出　欠
漁業者・漁業従事者委員	阿久根　金也	○
漁業者・漁業従事者委員	重信　雅彦	○
漁業者・漁業従事者委員	野村　敬司	○
漁業者・漁業従事者委員	小﨑　春海	○
漁業者・漁業従事者委員	増本　雄二	○
漁業者・漁業従事者委員	大久保　光朗	○
漁業者・漁業従事者委員	山下　伸吾	○
漁業者・漁業従事者委員	鵜瀬　芳昭	○
漁業者・漁業従事者委員	川畑　興文	○
学識経験委員	西　一樹	○
学識経験委員	篤　昭仁	○
学識経験委員	久賀　みず保	×
中立委員	前田　祝成	○
中立委員	前田　圭子	○
中立委員	久保　源一郎	○

（出席者）　14人
（欠席者）　1人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板坂　信明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村田　圭助
書記（水産振興課漁業調整係主事）	中野　佑姫花
水産振興課漁業調整係技術専門員	櫻井　正輝
水産振興課漁業調整係水産技師	村上　晴輝
水産振興課技術主幹兼漁業監理係長	柳　宗悦
水産振興課漁業監理係水産技師	柿木田　悠人

－　令和８年８月６日（木）午後２時 25 分開会　－

〇板坂事務局長

ただいまより令和８年度第３回鹿児島海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員 15 名中 14 名の出席をいただいており、鹿児島海区漁業調整委員会事務規定第６条第１項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は、事務局がマイクを持ってきます。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

〇阿久根議長

みなさん、こんにちは。長島では、残念なことに、赤潮で相当な被害が出て、２年後に成魚になるもじゃこまで相当量死んでしまったということで、大変危惧しているところです。また、水温が高いせいで、隣接の笠沙のカンパチも毎日 40 匹ぐらい死んでおります。昨日も見ていましたが、水温が 33 度ぐらいありまして、そのせいだろうなと。沈下式なんですが、どうしてもそういうことになる。

年々、温暖化やエルニーニョなどの関係で、漁業者にとっては大変過酷な世の中になっているなと感じております。

また、消費税が１％になりそうですが、我々第一次産業には１％しか入ってこない一方で、買うものについては燃油や資材など全てにおいて 10％です。

この手当は、「貸付」だなと。国は「貸すから」というようなことを言っていますが。私は簡易課税でやっているんですが、６割は身入りという形になるわけですよね。我々漁業者は人件費の割合が大きく、毎年新船とかを造るわけでもありませんので、買うものの方が大きいのが実情なので、簡易課税制度を利用しておりますが、3,000 万払ったら、240 万、そのうちの６割は手に残るわけですけど、それが仮に１％になると、ほとんど手元に残らず、８％の差額の７％を持っていかれるとなると大変厳しいのではないかと思っております。皆さんも同じかと思いますが。そういう世の中だなとつくづく思っておりますが、私ども委員は、１匹でもたくさん魚を捕らせてあげて、１匹でもたくさんお金になるという施策をとっていくしか、水産業の生き残りに我々が協力できることなんじゃないかと。できることはみんなで力を合わせて、改善していきたいと思っております。

長くなりましたが、よろしくお願いします。

それでは、議事録署名者について私から指名することでよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

〇阿久根議長

それでは今回は増本委員と前田祝成委員にお願いいたします。

早速議題１に入ります。

【議題１　知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）】

〇阿久根議長

議題１は「知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

〇事務局（櫻井技術専門員）

水産振興課の櫻井です。議題１について説明いたします。

資料１の１ページを御覧ください。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第 403 号
令和８年８月６日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長　様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する第 42 条第１項の制限措置の内容等を別紙のとおり定めたいので、同条第３項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

２ページを御覧ください。

小型機船底びき網漁業、手繰２種漁業でいわゆる「カコ志」の新規許可について説明させていただきます。今回、東串良漁協から新規就業に伴う、新規許可要望が１件ございました。新規要望を行った方は現在一本釣り、固定式刺し網漁業を営んでおり、漁業経営安定化を図るため、要望があったものです。本漁業につ

いては、現在、県全体で６隻の許可がございますが、10 月末をもって２件の廃業があることを予定しております。よって、現在の許可数を上回るものではなく、また、10 年前は、県全体で 12 隻の許可があったことから、新たな許可について差し支えないと考えております。制限措置の内容は、従前のとおりとしており、操業区域は宮崎県と鹿児島県の境界線と、肝属郡肝付町と同郡南大隅町の境界点から真方位 150 度の沖合線とによって囲まれた鹿児島県海域。漁業時期は１月１日から 12 月 31 日まで、総トン数は５トン未満、馬力数は 127kW、許可すべき数は要望の１件、漁業を営む者の資格は定めなしとしております。許可の有効期間は、継続許可を受ける者に合わせて、令和８年 11 月１日から令和 11 年 10 月 31 日で、申請すべき期間は令和８年９月 15 日から 10 月 15 日としております。12 ページ以降には、参考資料として、制限措置の公示に係る資料と漁業法、漁業調整規則の抜粋を載せております。説明は以上となります。

続きまして、稚うなぎ漁業について担当の村上から説明いたします。

〇事務局（村上水産技師）

水産振興課の村上です。続いて稚うなぎ漁業について御説明いたします。資料３ページを御覧ください。今回公示するのは「稚うなぎ漁業」に関する制限措置です。当該漁業につきましては，うなぎ養殖用の種苗となる稚うなぎの採捕を目的とした漁業です。漁業時期については例年同様 12 月から３月のうち，資源管理措置として操業日数を 90 日間に短縮しております。許可又は起業の認可をすべき者の数は合計 1,217 名で、うち８名がふくろ網の使用となっております。昨年度は制限措置の許可すべき者の数を 1,220 名で公示し、実際の許可数は 1,212 名、うち８名がふくろ網使用であり、昨年度の許可数と比べ５名増加しておりますが、制限措置上の許可数上限である 1,242 の範囲内ですので、許可を行って問題ないと考えております。続いて、操業区域について説明します。７ページ目をお開きください。整理番号 23 については、錦江町大根占うなぎ種苗採捕組合の操業区域に該当しております。これまでの操業実態を踏まえた標記とし、操業区域の適正化を図るため操業区域を拡大しております。なお、当該採捕組合は操業区域の拡大に関し、関係漁協から同意を得ておりますので、許可を行って問題ないと考えております。１枚戻りまして、５ページ下段を御覧ください。申請すべき期間は令和８年９月１日から９月 30 日までとします。許可の有効期間については令和４年に承認いただいたとおり、今回公示する漁業時期とします。稚うなぎ漁業についての説明は以上です。

引き続き、さんご漁業について御説明いたします。10 ページ目をお開き下さい。今回、鹿児島県漁業協同組合坊津支所より新規許可の要望がありました。許可を要望されている者については、令和３年度より宇治群島海域において、さん

ご漁業を操業したいとの要望がありましが、「さんごの許可等に関する取扱方針」を改正する必要があったことなどがあり、これまで、許可がされていなかったところです。当該新規許可要望者については、試験操業の計画書を作成したうえで、今年４月に試験操業を実施し、「さんごの許可等に関する取扱方針」に定める資源管理措置に則った操業の確認を行ってきたほか、操業計画書が提出されております。提出された操業計画書の内容を精査した範囲内では、計画上は取扱方針に沿った対応や、資源管理措置を遵守した操業が可能であると認められることから、今回諮問するに至っております。制限措置については資料に示している通りです。申請すべき期間は９月 25 日から９月 30 日。許可の有効期間は、終期を他の許可者に合わせまして、許可日から令和９年３月 31 日としております。なお、別資料において、現在の取扱方針の内容や、坊泊支所より提出された漁業許可の要望書、要望者の事業計画書に示されている、無人潜水艇（ROV）、現在の許可者が用いている機材を示していますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

続きまして、４の刺し網漁業については中野より説明いたします。

〇事務局（中野書記）

続きまして、10 ページ一番下、４番、きすまわしさし網漁業について御説明します。こちらは、鹿児島県漁協江口支所から新規許可の要望があったものです。制限措置は記載のとおりで、同漁協所属の他の許可者と内容をそろえております。当該漁業は、令和６年度に継続の許可を行っており、更新時に許可数が４件減少しており、今回の新規許可を行ったとしても、資源状況上、漁業調整上問題はないと考えています。

最後に、11 ページ、５番のあさひがにかかり網漁業です。こちらは、鹿児島県漁協野間池支所から新規許可の要望があったものです。制限措置は記載のとおりで、他の許可者と内容をそろえております。当該漁業も、令和６年度に継続の許可を行っており、更新時に許可数が２件減少しており、今回の新規許可を行ったとしても、資源状況上、漁業調整上問題はないと考えています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

〇阿久根議長

ただいま県からの説明が終わりました。御意見、御質問のある方はいらっしゃいませんか。

ただいま、５件新たな申請が上がってきておりまして、全てにおいて県としましては問題ないということであるようですが、委員の皆様方からこの件について御質問はありますか。

〇篤委員

参考までに教えてください。５件とも新規参入ということみたいですけども、これまで経営している方々が減って、資源上は問題ないと思うんですけども、これまでにやられた人がどうして継続しなくなったのかという理由が分かれば教えてください。廃業とか、分かっている範囲でいいですよ。

〇事務局（櫻井技術専門員）

小型機船底びき網漁業については２件が継続しないと聞いておりますが、詳細な理由までは把握しておりません。

〇阿久根議長

高齢化などが要因ではないかと思います。採算が取れるのであれば後継者も現れるはずですし、意欲のある方には頑張っていただければ、それでいいんではないかと思います。

〇増本委員

さんご漁業についてお聞きします。今回の試験操業の結果が良好で、今後新たな申請者が出てきた場合は許可できるのでしょうか。

〇事務局（村上水産技師）

御質問ありがとうございます。

他に許可の要望があった者について、すぐ始められるのかという御質問かと思いますけれども、まずは資源管理措置に則った操業ができるか試験操業等で確認する必要があります。また、関係者との調整も必要ですので、一定の期間を要するものと考えています。

〇増本委員

長崎県の五島では現在も許可を持っていて、操業しているのでしょうか。

〇事務局（村上水産技師）

鹿児島県内では現在１者が操業しております。長崎県については承知していないところです。

〇阿久根議長

まあ、ここは鹿児島県ですからね。私の知る限りでは、五島の福江というとこ

ろでまだ操業しています。なぜ知ってるかというと、私のところの港にいた船を買いに来た方がさんご漁をしている方だったので。
　今回の申請者については、５、６年前から一生懸命準備してきて、やっとというところです。県としては、必要な条件をすべてクリアするのであれば、させないということはできないということだと思います。
　他に何か御意見ございませんか。

〇西委員
　さんご漁業の取扱方針で定める上限は、海域ごとの上限ですか、それとも県全体の上限ですか。

〇事務局（村上水産技師）
　県全体での上限です。

〇阿久根議長
　オリンピック方式で、上限数量に達した場合は操業が停止されるという理解でよいと思います。この前の連合海区でも、いろいろそういう話が出て、確認済みでございます。
　他に御意見等ありませんか。ないようですので、議題１の「知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について」は、原案のとおり定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

〇阿久根議長
　それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題２　新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針の策定について（協議）】
〇阿久根議長
　続きまして、議題２は「新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針の策定について」です。これは、協議事項です。
　県執行部からの説明をお願いします。

〇事務局（櫻井技術専門員）
　水産振興課の櫻井です。議題２について御説明いたします。座って説明させていただきます。資料２とＡ３の参考資料にてご説明いたします。

資料２の１ページを御覧ください。今回ご協議いただきたいのは、新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針になります。

海区漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう、漁業権制度及び沿岸漁場管理制度を合せた全体計画として、漁業法第 62 条に基づき、知事は５年ごとに定めるものと規定されているものになります。本県では、令和５年９月の漁業権一斉切替に先立ち、令和５年４月に作成したところでございます。現在、区画漁業権、定置漁業権については、令和 10 年８月末日をもって存続期間が終了し、一斉切替を行う予定ですが、これに先立ち、新たな漁場計画を作成する必要がございます。本県では、海区漁場計画を策定するにあたり、漁業権一斉切替に係る基本方針を定めております。Ａ３の参考資料には、今回の基本方針（案）、令和５年、平成 30 年の漁業権切替えに係る基本方針を示しております。また、共同漁業権、区画漁業権の一部については、令和 15 年８月末日まで存続期間がございますが、漁場の環境、漁場の利用状況等の変化を踏まえ、免許内容を変更する場合は、新たな漁場計画に反映する必要がございます。なお、一斉切替ごとに発出されてきた水産庁の技術的助言に基づく「漁場計画の樹立方針」については、水産庁からの通知を待って別途発出する予定でございます。基本的な考え方について、漁場計画については、漁業法及び同法関係通知、水産庁からの切替に関する技術的助言等に基づき、水面の総合利用による漁業生産力の発展や漁業振興、近年の環境変化の観点から、今後５年間の長期的展望に立ち、以下の点に留意しながら、作成したいと考えております。⑴資源管理の推進及び栽培漁業との調和、⑵環境変化に対応した柔軟な養殖生産体制の構築、⑶適切かつ有効な漁場利用の推進、⑷漁業協同組合の合併等に係る漁業調整、以上の４点となります。こちらについては、改正漁業法のポイントでもあります水産資源の持続的利用や近年の漁場環境の著しい変化等を念頭にいれたものとなります。

共同漁業権は、令和 15 年８月末日まで存続期間があることから、現行の免許内容を基本としつつ、漁場環境や漁場利用の変化を踏まえ、必要に応じて変更したいと考えております。

区画漁業権については、調査の際、２漁期以上行使実態のない漁場や、今後行使の見込みがない漁場は、漁場計画を樹立しないこととします。漁場の区域は、必要最小限の漁場区域で漁場計画を樹立します。新規漁場については、地域の漁業振興上特に必要があり、かつ、漁場環境の保全及び社会経済上（流通、経営、種苗確保等）問題がないと判断される場合に設定します。

魚類養殖業に関しては、現在免許されている生簀台数を基本としつつ、漁業調整上支障がなく、漁場管理体制が担保される範囲において生簀台数の変更を検

討します。赤潮被害の発生状況や赤潮対策（足し網等）の実装可否等を踏まえた区域の設定を行います。人工種苗等の中間育成を行う「中間育成区域」の設定やこれまで実施した試験操業の結果等を踏まえた区域及び生簀台数の設定を検討します。漁場計画を樹立する全ての魚類養殖漁場については、養殖漁場の改善を促進させ持続的な養殖生産の確保を図るために、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定を指導します。

くろまぐろ養殖（天然種苗による）については、農林水産大臣指示及び水産庁の技術的助言を踏まえ、平成24年度の養殖規模を超える漁場の設定をしないこととします。

定置漁業権について調査の際、２漁期以上行使実態のない漁場や、今後行使の見込みがない漁場は、漁場計画を樹立しないこととします。

新規漁場については、利害関係者間で十分事前協議がなされ、内容の調整が図られている場合に限り、漁場計画を樹立します。

本県の漁業権の漁場区域の標記については、平成25年の漁業権切替において、それまでの「基点から沖合の点への見通し線の真方位を用いた標記」から「緯度・経度を用いた標記」へ変更しました。今回の切替においても、「緯度・経度を用いた標記」とします。

今後のスケジュールについてでございます。

８月上旬、各漁協に対し、漁業権の切替に係る調査票を送付しました。

各漁協へ送付し、回収した調査票を元に、行使状況や行使実態について漁業者や漁協から聞き取り調査を行うと共に、共同漁業権の陸上の基点について当該漁協と隣接漁協の関係者による確認調査を実施します。これらの調査終了後、海区漁場計画（案）のパブリックコメントの実施、パブリックコメントで寄せられた意見を考慮して海区漁場計画（案）を策定し、関係機関との調整や海区漁業調整委員会への諮問などの手続きを進め、令和10年９月１日に漁業権の免許が行えるよう必要な調査や手続きを進めることとしております。

以上で説明を終わります。

〇阿久根議長

県からの説明が終わりましたけど、ただいまの説明について御意見、御質問はないですか。特にないですね。それでは意見はないようですので、議題２の「新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針の策定について」は、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

〇阿久根議長

それでは、そのように決定いたします。

【議題３　稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針の改正について（協議）】

〇阿久根議長

議題３は「稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針の改正について」です。これも協議事項です。県執行部からの説明をお願いします。

〇事務局（村上水産技師）

水産振興課の村上です。議題３についてご説明いたします。資料３の３ページを御覧ください。

本議題は，「稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針」の改正について協議させていただくものです。まず、協議に至るまでの背景についてですが、うなぎの稚魚（13cm 以下）については、令和７年に違法採捕・不透明な流通の問題を是正する目的から水産流通適正化法の対象となりまして、うなぎ稚魚を取引する際には取引記録の作成・記録保存等が義務付けられるようになったところです。このような対応状況を踏まえ、県では、うなぎ稚魚の流通の適正化に係る課題等を把握することを目的として、今年度より、うなぎ稚魚の採捕報告等が正しく報告されているか調査を実施しております。県として、このような対応をしている中、実際に調査をするに際して、採捕報告を期限内に提出しない採捕者が見受けられ、実態把握に支障が生じております。さきほどから申し上げている採捕報告は、県規則に基づき採捕者が履行すべき義務であり、許可制度の適正な運用に当たっては、採捕報告を含めた法令遵守状況を適切に把握し、許可の適格性判断に反映させる必要があります。一方で、現行の稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針では、許可の適格性を有しない者として、「法令に違反する行為により刑に処せられた者」を基準としているため、法令違反をしている場合であっても、刑事罰を伴わない違反については、適格性判断の際に考慮することが困難な状況となっています。採捕報告についても、調整規則により報告義務が課せられているものの、違反した際の罰則規定が設けられていないことから、報告をしない等の違反があった場合においても、刑事罰を科すことができません。このような状況から、現行の取扱方針では採捕報告をしない者に対して、適格性を有しないと判断できないところです。

このため、１ページ目に示しております取扱方針の改正案のとおり、取扱方針の第４項に示す適格性の基準を現行の「法令違反により刑に処せられた者」から「違反したものであり、かつ改善の余地が認められない者」に改正することで、報告義務違反が認められ、また、指導の上でも改善が認められない者に対して、

許可の適格性判断をすることができるようになるものです。今回協議させていただいた改正案については、９月１日に施行予定です。以上で説明を終わります。

〇阿久根議長

ただいま事務局より説明がございました。要するに、これまでの「法令に違反する行為により刑に処せられた者」という部分を、「法令に違反した者であり、かつ改善の余地が認められない者」に改めたいということですね。注意しても改善されないような場合は、次年度の許可を行わないなど、少し厳格にしたいという趣旨だと理解しております。私は良いと思いますが、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

〇前田（圭）委員

改正すること自体はとても良いと思います。ただ、「改善の余地が認められない者」という表現については、解釈の余地があるように感じます。例えば、「一定期間内に改善されなかった場合」など、もう少し明確にした方が良いのではないかと思います。

〇事務局（村上水産技師）

県といたしましては、まず、採捕報告をしない者に対して、根拠を持って指導したいという考えから今回の改正案を提案しております。御指摘のとおり、期間などを定めればより厳格な運用は可能になると思いますが、報告をしない場合の理由も様々であるため、現時点では、もっと厳格にというのは考えていないところです。

〇阿久根議長

それは、厳格にするとかえってこじれるという意味なのか、それとも、受け取り方によっては逃げ道を作るってことになるのか。

〇事務局（村上水産技師）

県としては、指導に際してもっと幅広にやりたいというところで、例えば一定期間提出がなかったから直ちに指導とするのではなく、報告内容が誤っていた場合などに指導を繰り返すということもあるので、指導を柔軟にする趣旨で、このような表現としております。

〇阿久根議長

私としては、ある程度の期限は必要ではないかと思います。

故意であれ過失であれ、あるいは虚偽報告であれ、どこまで指導を繰り返したら改善の見込みがないと判断するのか、その基準が曖昧だと担当職員によって判断が変わる可能性があります。今の担当者はこう考える、数年後の担当者は別の考え方をするということでは公平性に欠けるのではないでしょうか。何回指導して、どの程度改善がなければ次の段階に進むのか、ある程度明確にした方が良いと思います。

前田委員の御意見も同じ趣旨だと思います。基準がないと、担当者の判断によって運用が変わってしまうおそれがあります。

〇事務局次長（村田事務局次長）

事務局の村田です。前田委員から貴重な御意見をいただいたところです。

「一定期間」などの具体的な文言を入れるべきかどうかについて、事務局で再度検討したいと思います。19 日に熊毛海区もありますので、それまでには何らかの回答を持って、熊毛海区にお諮りしたいと思いますし、事務局の検討結果については、委員の皆様へ FAX やメール等でお知らせしたいと思います。今回の改正の背景や趣旨については御理解いただいたものと認識しておりますので、そのようにさせていただきたいと思います。

〇阿久根議長

担当者個人の判断で運用が左右されることがないよう、ある程度明確な基準を設けた方が良いのではないかという意見が委員の皆様の共通認識だったと思います。その点については事務局で検討していただきたいと思います。

それでは、本件については事務局で再度検討いただき、その結果を報告いただくということでよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

〇阿久根議長

それでは、そのように取り扱うこととし、再度審議ではなく報告事項として整理することといたします。

【議題４　ソデイカ旗流し漁業に関する届出制の導入について（協議）】

〇阿久根議長

議題４は「ソデイカ旗流し漁業に関する届出制の導入について」です。これも協議事項ですので、県からの説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（村田事務局次長）

まず、協議に入る前に、奄美大島海域にいて行われているソデイカ漁業や、今回の協議内容に至る経緯など、概要を御説明いたします。

別途配布している説明参考資料を御覧ください。ソデイカ漁業は、奄美群島における重要な基幹漁業であり、毎年 11 月から５月にかけて操業されています。与論島や沖永良部島、喜界島、奄美大島などで計 60 隻程度が操業しており、最盛期には月 500 万円程度を水揚げする漁業者もいるなど、地域の漁業経営を支える重要な産業となっています。一方、沖縄県では約 440 隻が操業しており、補助事業を活用した大型船や冷凍設備の導入により、操業期間の長期化や漁場の広域化が進んでいます。ソデイカ漁業は許可を必要としない自由漁業ですが、資源保護のため、鹿児島県と沖縄県それぞれの海区漁業調整委員会が禁漁期間や漁具数の制限を定めています。ただし、禁漁期間については、鹿児島県が６月から 10 月末までであるのに対し、沖縄県は 11 月末までとなっており、両県で差があります。近年、海洋環境の変化が要因と思われる漁場の北上が見られ、喜界島周辺が主漁場の一つとなっております。このため、沖縄県の大型船が鹿児島県海域でも操業するようになり、沖縄県の禁漁期間中の操業や漁具数制限の違反、喜界島周辺での漁場競合などが課題となっています。また、沖縄県の大型船は荒天時でも操業できることから、地元漁業者から不公平感を訴える声もあります。このため、県では、これまでも沖縄県や両県の海区漁業調整委員会と協議を重ねており、ルール遵守の徹底や指導強化を要請しています。今後も協議を継続するとともに、漁期開始前には取締りの強化を文書で要請することとしています。以上の説明が、令和６年８月時点までの状況で、この後の動きとして、さらに、違反行為に対する抑止力を高めるため、委員会指示の運用見直しが両県で進められているほか、沖縄県では令和８年度漁期から届出制を導入することとなっています。今回の協議では、沖縄県が導入する届出制についての、本県の対応について協議するもので、議論の中心は８月 24 日に開催される奄美大島海区となりますが、鹿児島海区においても、指宿、喜入の瀬物一本釣りの漁業者が沖縄県海域での届出を予定していることから当海区でも説明を行うものです。

それでは、資料については担当から説明させていただきます。

○事務局（櫻井技術専門員）

それでは、本題に入らせていただきます。資料の１ページを御覧ください。

まず、背景ですが、令和７年９月 30 日付けで、沖縄海区漁業調整委員会が委員会指示を発出し、令和８年 12 月１日以降、沖縄県海域でソデイカ旗流し漁業を操業する場合は、操業開始の１月前までに、使用する船舶ごとに、沖縄海区漁

業調整委員会に届け出を行うこととされました。また、漁期終了後には操業実績の報告が義務づけられています。本県漁業者においても、沖縄県海域でソデイカ旗流し漁業を操業する実態があることから、沖縄海区漁業調整員会指示への対応が必要となっております。

「２課題」について、本県海域と沖縄海区周辺海域では両県漁業者が広域的に操業しており、海域の境界も漁業現場において必ずしも明瞭ではないことから、沖縄海区のみの届出制では操業実態を十分に把握できないおそれがあります。本県海域においても県外漁業者による操業が行われていることから、本県としても操業実態及び漁獲状況を把握し、資源管理に必要な基礎資料を収集する必要がございます。届出及び操業実績報告の導入により、漁業者等の事務負担が生じることから、必要な情報収集を確保しつつ、可能な限り、簡素な手続となるよう配慮する必要がございます。

「３対応の方向性案」について、本県海域における操業実態及び漁獲状況を把握するため、奄美大島海区漁業調整委員会における届出制の導入を検討したいと考えております。届出及び操業実績報告については、漁業者等になるべく負担をかけないよう配慮した制度設計を検討したいと考えております。今後、浜回りを行い、漁業者等の意見を聴取した上で、鹿児島海区漁業調整委員会及び奄美大島海区漁業調整委員会としての対応方針を整理したいと考えております。

「４今後のスケジュールの案」について、令和８年８月鹿児島・奄美大島海区漁業調整委員会での協議、８～９月届出制に係る関係漁協浜周り、10～11 月沖縄海区漁業調整委員会への要請、該当漁業者の届出、12 月奄美大島海区委員会において「本県海域における届出制について」協議、令和９年２月奄美大島海区委員会での方向性のとりまとめを行うというスケジュールを考えております。

以上で説明を終わります。

〇野村委員

沖縄県海域に鹿児島県のソデイカ漁業者も行って漁をしていて、逆に沖縄県の人も鹿児島県海域に入ってきて、お互い入会でやっているということなんですかね。

〇事務局（櫻井技術専門員）

おっしゃるとおりです。

〇阿久根議長

他にございますか。

〇篤委員

一番問題なのは、沖縄県と鹿児島県の海の上での県境が明確ではないということだと思います。沖縄県で操業した場合は、沖縄県への届出を行い、沖縄県の操業報告書の様式に則って報告することになると思いますが、奄美の方で導入を検討する場合は、この様式をもっと簡素化するというイメージなのでしょうか。

〇事務局（櫻井技術専門員）

奄美大島海区については、まだ届出制を導入するかどうかも含めて検討段階ですので、今後、操業報告書の様式等も含めて検討していきたいと考えております。

〇阿久根議長

よろしいですか。他にございますか。

〇野村委員

やり方について書いてありますけど、沖縄県と鹿児島県で統一されているんですか。要するに旗の本数など、全部統一されているのでしょうか。

〇事務局（櫻井技術専門員）

参考資料１ページの下段の表を御覧ください。漁具の制限については、例えば旗の本数や予備を含めた本数制限など、両県で同様の内容となっている部分があります。

〇野村委員

どちらも統一されているのであれば問題ないと思います。何か違いがあるのかなと思いまして。

〇事務局（櫻井技術専門員）

失礼しました。大きな違いとしては禁漁期間があります。奄美大島海区は６月から 10 月までが禁止ですが、沖縄海区は６月から 11 月末までとなっております。そのため、11 月になると沖縄県の漁業者が奄美大島海区で一斉に操業する実態があります。

〇増本委員

実際に操業している方から聞いた話ですが、現在は喜界島周辺に漁場が集中

しているようです。沖縄県の大型船も多く来ており、奄美側が太刀打ちできない状況もあるとのことでした。そのような話から今回の議論が出てきていると思いますので、今後、沖縄県とも話し合いを進めていく必要があると思います。

〇事務局次長（村田事務局次長）

増本委員がおっしゃるとおり、鹿児島県の船は５トン前後の比較的小型の船が多い一方で、沖縄県の船は 19 トンクラスで冷凍設備を備え、長期間海上で操業できる船が多くあります。鹿児島県の船は冷凍設備を持たないため、２～３日操業すると帰港する場合がほとんどで、操業条件に差がある状況です。

〇阿久根議長

私からいいですか。

釣りと同じで、自由漁業ということで取締りが難しい面もあると思いますが、県として、許可漁業にはできないのでしょうか。

〇事務局次長（村田事務局次長）

沖縄県では、一部にルールを守らない漁業者がいることが課題となっております。そのため、まず届出制を導入し、その後承認制、最終的には知事許可漁業として調整規則の中で整理していきたいという考えがあります。本県としても同じ資源を利用していることから、沖縄県と歩調を合わせながら、同様の方向で進めていきたいと考えております。

〇阿久根議長

自由漁業であっても、将来的には許可制にして条件を付ければ、委員会指示による管理や取締りも行いやすくなると思います。さらに AIS の装備を条件とすれば、操業実態の把握やトラブルの検証もしやすくなるのではないでしょうか。鹿児島県の漁業者が不利益を受けないような制度づくりが必要だと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

〇大久保委員

今後、沖縄県との協議を進める中で、主な漁場がかなり重なっているということであれば、禁漁期間について、合わせる方向で、両県で調整することを検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

〇事務局次長（村田事務局次長）

禁漁期間については、鹿児島県の漁船が比較的小型であり、10 月はまだ海況

が比較的安定していて操業が可能な時期であることから、本県としては10月を禁漁とすることについては慎重な検討が必要と考えております。

〇阿久根議長

鹿児島県の船は遠方まで走って操業しているわけですから、19 トンクラスの大型船とは条件が大きく異なります。できるだけ鹿児島県の漁業者が不利益を受けない方向で議論していきたいと思います。将来的には許可制の導入やAISの活用なども含めて、沖縄県と調整を進めていただきたいと思います。

それでいいですね。

それでは、議題４については原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

〇阿久根議長

それでは、そのように決定いたします。

【議題５　くろまぐろに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

〇阿久根議長

議題５は「くろまぐろに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」です。これは報告事項ですので、県からの報告をよろしくお願いいたします。

〇事務局（柿木田水産技師）

水産振興課の柿木田です。座って説明させていただきます。

資料５をご用意ください。まず概要でございます。今回は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までを期間とする令和８管理年度において、国からの追加配分を受けて、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分いたしましたので、その報告となります。管理区分への配分ルールとしては、おおむね１割を本県留保とし、残りのおおむね９割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、前述の配分基準に準じて当該増加量を配分します。今管理年度につきましては、令和５～６管理年度の漁獲実績を元に管理区分ごとに配分しております。それでは、２の配分結果を

御覧ください。まず、小型魚についてです。小型魚の配分比率は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が 77：23 となっています。小型魚は 11.0 トンの追加となり、上半期の漁獲可能量に、定置漁業へ 7.7 トン、その他くろまぐろ漁業へ 2.3 トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業上半期が 21.7 トンになり、下半期を合わせると定置漁業全体は 36.4 トン、その他くろまぐろ漁業上半期が 6.3 トンになり、下半期を合わせるとその他漁業全体は 10.8 トン、県留保枠 5.1 トンを合わせると小型魚全体で 52.3 トンとなりました。続いて大型魚です。大型魚の配分比率は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が 61：39 となっています。大型魚は 8.2 トンの追加となり、定置漁業へ 4.5 トン、その他くろまぐろ漁業へ 2.9 トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業が 21.4 トン、その他くろまぐろ漁業が 13.8 トンで、県留保枠 3.8 トンを合わせて合計で 39.0 トンとなりました。

今回の変更については、県ＨＰへ掲載し、関係機関等に通知済です。

以上で説明を終わります。

〇阿久根議長

県からの報告は終わりましたが、ただいまの報告について御意見、御質問等はありませんか。ないですね。それでは、議題５は報告事項なのでこれで終了とします。

【議題６　まあじに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

〇阿久根議長

議題６は「まあじに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」です。これも報告事項ですので、県からの報告をよろしくお願いいたします。

〇事務局（柿木田水産技師）

水産振興課の柿木田です。座って説明させていただきます。お手元の資料６を御用意ください。表紙をめくっていただいたところが説明資料となります。

まず、今回変更に至った理由ですが，関係者合意に基づく国の留保枠からの追加配分を受けたものとなっております。数量明示関係者の合意に基づき、国から 700 トンの追加配分があり、県全体の漁獲可能量は 4,300 トンとなりました。

変更後の配分が４番のとおりとなっています。追加配分のあった 700 トンのうち９割を当初配分比率である旋網 76.6％、その他漁業 23.4％で按分し、変更後はまき網漁業が 2,900 トン、その他漁業が 900 トン県留保枠が 500 トンとな

りました。今回の変更については、県内関係者あて報告済みとなっています。
以上で報告を終わります。

〇阿久根議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見・御質問等はございませんか。ないですね。それでは、議題６も報告事項ですので、これで終了いたします。

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますか。

山下委員、赤潮被害について、現在の状況や今後の見通しについて御説明をお願いできますか。

〇山下委員

今回の赤潮被害につきましては、これまでの経験や施設整備等を活用しながら対応し、被害はできる限り抑えられたものと考えております。一方で、地域によって被害の程度には差があり、被害が大きかった地区と比較的少なかった地区があります。今後については、施設整備や漁場利用のあり方をさらに検討するとともに、新たな漁場の活用も含めた対応が必要になると考えております。また、被害額については現在も集計中ですが、共済制度による補てんを含めて対応を進めております。必要に応じて追加的な支援についても検討していきたいと考えております。八代海は熊本県側からの影響も受ける海域であり、関係県とも連携しながら対策を進めていく必要がありますが、適切な対策を講じることで、今後も事業継続は可能であると考えております。

〇阿久根議長

ありがとうございました。鹿児島県のブリやカンパチは全国に誇る重要な産業です。赤潮被害に加え、餌料価格の高騰など厳しい状況もありますが、委員の皆様にも現状を共有していただき、今後の対策等について共通認識を持っていただきたいと思います。

他に何かございませんか。ないですね。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了したいと思います。

〇板坂事務局長

ありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

－　令和８年８月６日（木）午後３時 35 分閉会　－